

スイス及びリヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス関連情報（感染者数及び緊急事態宣言にあたっての安倍総理記者会見関連情報）（４月９日）

【ポイント】

- ４月９日０８：００時点、スイス及びリヒテンシュタインにおける感染者数等
- スイス各州及びリヒテンシュタインの感染者数（参考）
- 緊急事態宣言にあたっての安倍総理記者会見関連情報

【本文】

１ ４月９日０８：００時点（スイス連邦内務省保健庁発表）、スイス及びリヒテンシュタインにおける感染者数等は以下のとおりです。

- （１）累計感染者数（確定感染者）：２３，５７４人（前日比＋７８５人）
- （２）累計死亡者数：７５６人（前日比＋５１人）

２ スイス各州及びリヒテンシュタインの感染者数（参考）

※以下の合計数と１（１）の累計感染者数は、誤差等のため異なる場合があります。

- （１）アールガウ州：８１５人
- （２）アッペンツェル・インナーローデン準州：１７人
- （３）アッペンツェル・アウサーローデン準州：６７人
- （４）ベルン州：１，３２４人
- （５）バーゼル・ラント準州：７３９人
- （６）バーゼル・シュタット準州：９７６人
- （７）フリブール州：７７３人
- （８）ジュネーブ州：３，７８３人
- （９）グラールス州：６４人
- （１０）グラウビュンデン州：６６８人
- （１１）ジュラ州：１７５人
- （１２）ルツェルン州：５１０人
- （１３）ヌーシャテル州：４７１人
- （１４）ニトヴァルデン準州：９３人
- （１５）オプヴァルデン準州：５４人
- （１６）ザンクトガレン州：５９４人
- （１７）シャフハウゼン州：５２人
- （１８）ソロトゥルン州：２６１人
- （１９）シュヴィーツ州：１９１人
- （２０）トゥールガウ州：２３７人
- （２１）ティチーノ州：２，６９８人
- （２２）ウーリ州：６５人
- （２３）ヴォー州：４，５１２人
- （２４）ヴァレー州：１，４７７人

(25) ツーク州：１３４人

(26) チューリッヒ州：２，７４３人

リヒテンシュタイン：７９人

３．緊急事態宣言にあたっての安倍総理記者会見関連情報

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（関連）

○スイス連邦内務省保健庁

新型コロナウイルス：スイス及び国際状況（随時更新）

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/situation-schweiz-und-international.html>

（参考）

○在スイス日本国大使館

・新型コロナウイルス感染症特設ホームページ（随時更新）

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

・各州における新型コロナウイルス感染症関連情報

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00066.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州）

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00065.html

○外務省（海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○法務省（海外からの入国や入国審査に関する情報）

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

○厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

・在留届（３か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

・「たびレジ」（3か月未満の旅行や出張などの方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html